

大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立 の支援等に関する実施計画

（平成16年度～平成20年度）

平成16年3月

大 阪 市

目 次

第 1 総論	
1 はじめに	1
2 大阪市の野宿生活者問題の特徴	2
3 大阪市の対策経過	2
第 2 野宿生活者に関する現状	
1 「ホームレスの実態に関する全国調査」について	4
(1) 調査の概要	4
(2) 大阪市における野宿生活者の状況	4
2 大阪市の主な野宿生活者対策等	6
(1) 野宿生活者巡回相談事業	6
(2) 自立支援センターの設置・運営	6
(3) 仮設一時避難所の設置・運営	6
(4) 野宿生活者能力活用推進事業	7
(5) 日雇労働者等技能講習会	7
(6) 臨時夜間緊急避難所（夜間シェルター）の設置・運営	7
(7) 生活ケア・センターの設置・運営	8
(8) 自立支援就労事業	8
(9) 保健医療対策	8
第 3 野宿生活者対策の推進方策	
1 基本目標	9
(1) 総合的な自立支援の方策	10
(2) あいりん地域における、野宿にならないための予防と、野宿生活からの 自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援の方策	10
(3) 地域における生活環境の改善	11
(4) 人権擁護	11

2	各課題に対する取組み	12
	(1) 野宿生活者の就業の機会の確保について	12
	(2) 安定した居住の場所の確保について	13
	(3) 保健及び医療の確保について	13
	(4) 野宿生活者自立支援事業及び野宿生活者の個々の事情に対応した自立を 総合的に支援する事業について	14
	ア 自立支援事業について	14
	イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について	14
	(5) 野宿生活となることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する あいりん地域を中心として行われる生活上の支援について	15
	(6) 野宿生活者に対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による 保護の実施に関する事項について	15
	ア 野宿生活者に対し緊急に行うべき援助について	15
	イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について	16
	(7) 野宿生活者の人権の擁護に関する事項について	16
	(8) 地域における生活環境の改善に関する事項について	17
	(9) 地域における安全の確保等に関する事項について	17
	(10) 野宿生活者の自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項 について	17
3	総合的かつ効果的な推進体制等	18
	(1) 国、府等関係機関との連携など	18
	(2) 関係団体等との連携	18
4	大阪市の実施計画について	
	(1) 計画期間	18
	(2) 実施計画の評価と次期計画の策定	18

第1 総論

1 はじめに

現下の厳しい経済情勢により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

一方、こうした野宿生活となることを余儀なくされた人の多くが、公共施設等を起居の場所として日常生活を送ることにより、公共施設等の適正な利用が妨げられるなどの問題が生じています。

こうした状況に鑑み、野宿生活者の自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」という。)が成立しました。

この法に基づき、国は「ホームレスの実態に関する全国調査」(以下「全国調査」という。)を行い、この結果を踏まえて、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置づけ、地方公共団体においては、必要があると認められるときは、基本方針等に即し、野宿生活者に関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないこととされています。

全国調査では、全国の野宿生活者数は25,296人であり、そのうち大阪市は6,603人と全国で最も多い都市であり、野宿生活者に関するさまざまな問題の早急な解決が求められています。

このことから、大阪市においては、国の基本方針や大阪府が定める実施計画に即して、大阪市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、もって、野宿生活者の自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するなど、野宿生活者に関する問題の解決を図るため、大阪市の実施計画を策定するものです。

2 大阪市の野宿生活者問題の特徴

全国的に見られるような、不況の長期化により常用雇用から失業して野宿生活を余儀なくされた人の問題だけでなく、雇用保険などの就労条件等が整っていない、景気の変動を受けやすい不安定就労層の問題が挙げられます。

特に、大阪市には、全国最大の日雇労働市場（寄せ場）があり、歴史的にあいりん地域を中心にその周辺地域において、不安定な就労形態にある日雇労働者等が多数存在し、景気の変動による仕事の減少だけでなく、建設業における急速な機械化の進展などにより仕事が減少し、野宿生活を余儀なくされることが多く見られます。また、高度経済成長期を中心にあいりん地域に集まってきた日雇労働者の高齢化の問題があります。

このように、大阪市の特徴は、景気の変動を受けやすい不安定就労層の問題、あいりん地域の日雇労働者等が野宿生活を余儀なくされた問題及び常用雇用から失業して野宿生活を余儀なくされた人の問題が複合していることです。

3 大阪市の対策経過

平成8年ごろから、あいりん地域を中心に野宿生活者が急増し、その後も、公園や河川敷などを起居の場所として日常生活を送る野宿生活者が増加し、市内全域にひろがり、野宿生活者の問題が顕在化してきました。

こうした現状を踏まえ、平成10年5月に「大阪市野宿生活者問題検討連絡会」を設置するとともに、平成10年から11年にかけて、野宿生活者の実態等を把握するための調査を行い、さまざまな課題についての総合的な施策を検討し、問題の解決に努めてきたところです。この概数・概況調査では、市内の野宿生活者数は8,660人（平成10年8月調査）でした。

こうしたなか、国においては平成11年2月に関係省庁と関係地方自治体（本市を含む6都市）で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置され、総合的な対応策等について協議が重ねられ、同年5月に「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられました。

大阪市では、この当面の対応策を受けて、野宿生活者に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成11年7月に市長を本部長とする「大阪市野宿生活者対策推進本部」を設置し、野宿生活者の自立の支援策を推進して

きています。

また、平成12年3月に、今後の野宿生活者対策を総合的・効果的に推進し、野宿生活者も自立でき、市民も良好な環境の中で暮らせる地域社会とするために、野宿生活者の自立を支援するための対応策について、有識者等の適切な助言を得るため、「大阪市野宿生活者対策に関する懇談会」を設置してきました。

第2 野宿生活者に関する現状

1 「ホームレスの実態に関する全国調査」について

(1) 調査の概要

国は、法の規定に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため」平成15年1月～2月に全国調査を実施しました。

調査は、原則として昼間に、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる人を対象とした、全市区町村における目視による野宿生活者の数の調査と、全国で約2,000人を対象にした面接による生活実態調査でした。

(2) 大阪市における野宿生活者の状況

ア 野宿生活者数の調査の状況

野宿生活者の数は、全国では25,296人、都市別に見ると、大阪市は6,603人、次いで、東京都23区5,927人、名古屋市1,788人でした。

また、都道府県別では、大阪府が7,757人、次いで、東京都6,361人、愛知県が2,121人でした。

イ 生活実態調査の状況

大阪市では、全国2,163人のうち508人(23.5%)から回答を得ました。

(ア) 野宿生活者の年齢の状況

野宿生活者の平均年齢は、55.7歳(全国値は55.9歳)で、年齢階層別には「55～59歳」が24.2%(全国値は23.4%)で最も多く、平均年齢、年齢階層とも、全国値とあまり大差はありません。

(イ) 野宿生活の状況

ほとんどの人(86.8%)(全国値は84.1%)は生活している場所が定まっています。また、直近の野宿生活になってからの期間が「1年未満」の人は、29.2%(全国値は30.7%)で、「1年以

上3年未満」が23.1%（全国値は25.6%）でした。

野宿生活者の76.3%（全国値は64.7%）の人は、廃品回収等何らかの仕事をしています。また、平均的な収入月額が「1万円以上3万円未満」の人は38.3%（全国値は35.2%）で、「3万円以上5万円未満」は18.9%（全国値は18.9%）でした。

(ウ) 野宿生活までのいきさつ

野宿生活直前の職業が建設関係であった人が62.2%（全国値は55.2%）であり、雇用形態が「日雇い」の人は51.2%（全国値は36.1%）で、「常勤職員・従業員（正社員）」が30.2%（全国値は39.8%）でした。

また、大阪のあいりん地域などの日雇労働市場（寄せ場）で就労・求職活動の経験がある人は50.4%（全国値は36.2%）でした。

野宿生活に至った理由として、「仕事が減った」をあげた人が45.2%（全国値は35.6%）で、「倒産・失業」が30.8%（全国値は32.9%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が19.1%（全国値は18.8%）でした。

また、野宿生活直前の居住形態が「簡易宿泊所（ドヤ）」であった人は24.7%（全国値は11.8%）でした。

(エ) 健康状態

身体の不調を訴えている人が53.3%（全国値は47.4%）であり、このうち、治療等を受けていない人は77.5%（全国値は68.4%）でした。

障害者手帳や療育手帳などの各種福祉手帳を「今、持っている」が3.0%（全国値は2.0%）、「以前持っていたがなくした」が1.0%（全国値は0.9%）で、「障害はあるが、もっていない」が4.2%（全国値は6.3%）であった。

(オ) 自立に向けた今後の希望

「きちんと就職して働きたい」という人が48.7%（全国値は49.7%）で、「アルミ缶、雑誌集めなどの仕事で生活できるくらいの収入が得られればよい」、「行政からの何らかの支援を受けながら、軽い仕事をしたい」という人をあわせれば、64.3%（全国値は64.9%）でした。

また、「就職することはできないので、福祉を利用して生活したい」、「入院したい」と福祉援護を望む人が15.0%（全国値は8.3%）

で、「今のままでいい」という人は8.5%（全国値は13.1%）でした。

2 大阪市の主な野宿生活者対策等

(1) 野宿生活者巡回相談事業

相談員が市内を巡回し、野宿生活者の就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を促進しています。また、高齢、障害や病弱等の福祉的援護が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行っています。

平成11年8月より3名の体制で事業を開始し、順次増員を図り、平成15年度には29名の体制で実施しています。

開設時から平成16年2月末までの相談実績は延べ21,535件（うち新規面接8,470件）でした。

(2) 自立支援センターの設置・運営

就労意欲のある野宿生活者等が一定期間入所することによって、就労による自立の促進を図ることを目的として、自立支援センターを設置し、現在は、市内3カ所で運営しています。

自立支援センターでは、入所者の宿所、食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介などを行っています。

平成16年2月末の3施設合計の入所総数は2,029人、退所総数は1,789人（うち就労による退所735人）です。

- ・自立支援センター大淀（平成12年10月開設 定員100人）
- ・自立支援センター西成（平成12年11月開設 定員80人）
- ・自立支援センター淀川（平成12年12月開設 定員100人）

(3) 仮設一時避難所の設置・運営

テント・小屋掛けのある長居公園・西成公園及び大阪城公園について、緊急的な取組みとして、公園内に仮設一時避難所を設置し、公園で野宿生

活を余儀なくされている人たちを支援しています。これにより、公園をこれまでどおり快適な市民の憩いの場とする公園管理の適正化の推進を図っています。

なお、平成15年3月31日に長居仮設一時避難所を閉所し、現在は、西成仮設一時避難所と大阪城仮設一時避難所を運営しています。

- ・長居仮設一時避難所（平成12年12月開設 定員250人、平成15年3月31日に閉所）
- ・西成仮設一時避難所（平成13年12月開設 定員200人）
- ・大阪城仮設一時避難所（平成14年11月開設 定員300人）

また、入所者への就労に向けた自立を支援するため、公共施設等の環境美化事業による生活実態の改善と自立意欲の助長や、公共職業安定所との連携による職業相談・職業紹介を行っています。

(4) 野宿生活者能力活用推進事業

自立支援センターや仮設一時避難所の入所者を対象に、多様な就業先の確保につながることを目的として技能の向上を図るため、平成13年12月より、自転車修理・靴修理等の技能講習会を実施しています。

また、公共職業安定所の求人情報以外の求人情報の提供等も行っています。

(5) 日雇労働者等技能講習会

自立支援センターの入所者の資格取得・技能向上を図ることにより、就労機会を確保することを目的として、平成15年度から、国から委託を受けた社会福祉法人が、ハウスクリーニングや農業ヘルパー、原付免許取得講習会等の多様な講習を実施しています。

(6) 臨時夜間緊急避難所（夜間シェルター）の設置・運営

野宿生活を余儀なくされているあいりん日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより、就労自立を支援するとともに、地域の福祉の向上と安定を図るため、臨時夜間緊急避難所を設置し、運営しています。

- ・あいりん臨時夜間緊急避難所（平成12年4月開設 利用定員600人）
- ・萩之茶屋臨時夜間緊急避難所（平成16年1月開設 利用定員440人）

(7) 生活ケア・センターの設置・運営

高齢・病弱等で援護を要する野宿生活者が短期間入所し、生活指導等を通じて自立の促進を図ることを目的として、生活ケア・センターを設置・運営しています。

・生活ケアセンター

（平成2年8月開設 定員224人）

（平成14年8月開設 女性対象：定員20人）

(8) 自立支援就労事業

あいりん高齢日雇労働者等に対し、就労による自立促進を図るため、生活道路の清掃や、公共施設等の除草等の事業による雇用・就労の機会を提供しています。

(9) 保健医療対策

自立支援センターや仮設一時避難所の入所者に対し、健康診断、結核検診を実施し、必要に応じて、医療の確保に努めるとともに、健康相談を実施しています。

巡回相談事業では、野宿生活者の健康面での助言、指導及び医療面での専門的知識による対応を行うため、平成12年7月から、保健医療担当相談員（看護師）を配置しました。

また、あいりん地域の結核事情の改善を目的として、あいりん総合センター前での結核検診（昭和48年から実施）や、保健所分室における結核療養相談指導を実施しています。また、結核患者の治療を確実に終了するため、平成13年7月からDOTS事業（服薬を直接確認する結核短期療法）も実施（平成11年7月から試行実施）しています。

第3 野宿生活者対策の推進方策

1 基本目標

野宿生活に至る要因を大別すると、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなったことの三つがあり、これらが複雑に重なり合って、野宿生活者問題が発生しています。

その背景には、長期不況による経済・雇用情勢の悪化や、長期失業者の増加、日雇労働者の仕事の減少、家族や地域社会のつながりの希薄化などの問題があります。

野宿生活者対策を実施するにあたっては、こうした要因やその背景を踏まえ、野宿生活者が自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。

また、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした「大阪市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、基本的人権を尊重し、市民の理解と協力を得ながら、各施策をすすめる必要があります。

さらに、新たな野宿生活者を生まないようにするためにも、地域福祉の観点から、住民と行政が協働して課題に取り組んでいくことができる地域をめざし、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

大阪市では、この基本的な考え方にたって、野宿生活者自らの能力の活用を図るとともに、必要に応じて既存の各種施策も活用しながら、再び社会の一員として自立した生活が営めるよう、次のことを基本目標として、野宿生活者の自立の支援等に関する施策を推進します。

就業機会の確保が最も重要であり、併せて、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保、生活に関する相談・指導等の総合的な自立支援策を推進します。

あいりん地域において、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援を行います。

野宿生活者の自立の支援等に関する施策を推進することにより、公共施設の適正な利用の回復を図ります。

施策の実施にあたっては、基本的人権を尊重して、これをすすめます。

(1) 総合的な自立支援の方策

野宿生活者の個々の状況について、多面的に把握（アセスメント）を行い、各種の施策を活用して、適切な自立に向けたプログラムを設定する総合的な自立支援システムを構築します。

そのため、大阪市では、自立支援センターを、野宿生活者の自立を総合的に支援するための中核施設と位置づけ、その拡充を図ります。

さらに、自立支援センターを中心に、次のような事業を実施し、野宿生活者の自立の支援を図ります。

- ・巡回相談における相談機能や、自立支援センターでのアセスメント機能を充実します。
- ・自立支援センターにおけるアセスメントに沿って自立支援のプログラムを設定し、専門家による法律相談など自立の妨げとなる要因を除去する支援や、職業紹介・職業訓練など就労に必要な支援の充実を図ります。
- ・福祉的援護が必要と思われる人については、保健福祉センター等と連携し、個々の状況に応じた対応を図ります。
- ・再び野宿生活に戻ることがないように、職場定着指導や、退所後に失業した場合の再就職活動の支援などアフターケアを行います。

(2) あいりん地域における、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援の方策

あいりん地域には、主に建設、土木事業等の日雇労働者が多数生活しています。この地域の労働者の生活は、就労形態が不安定なため、景気の影響をもっとも受けやすいものとなっています。

とりわけ、近年の不況の影響を強く受け、簡易宿所等の利用と野宿を繰り返す日雇労働者が多くなってきています。

また、建設業における急速な機械化の進展による就労機会の減少や、高度経済成長期を中心にあいりん地域に集まってきた日雇労働者の高齢化、さらにアルコール依存症・結核・成人病など健康に関する問題、住環境等さまざまな社会問題が集中し、その周辺にも影響を及ぼしていることから、総合的な住民参加のまちづくりをすすめていくことが必要です。

これまで、西成労働福祉センター等での雇用対策、大阪社会医療センターでの医療対策、更生相談所及び併設する保健所分室での保健福祉対策のほか、大阪市・大阪府が連携して高齢日雇労働者等の自立促進を図るための雇用・就労機会の提供など諸施策を実施してきました。

また、NPOをはじめとする民間団体の協力やボランティア活動により、野宿生活者の自立支援や、地域の環境美化などに向けた取組みが行われています。

今後も引き続き、関係機関と連携し、これらの諸施策を実施するとともに、NPO等民間団体との連携強化に努めます。

あいりん地域においては、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援が必要であり、そのため、次のような施策を推進するとともに、あいりん地域のまちづくりに努めていくことが必要です。

- ・ 就労困難な人が野宿生活を余儀なくされることを防止するため、技能を付与することによる就職機会の確保や、常用雇用に向けた技能の取得を図るため、技能講習や職業訓練等を実施し、より安定した就業の支援を積極的に図ります。
- ・ 仕事の減少等により、簡易宿所等での生活が困難となり野宿生活を余儀なくされる日雇労働者に対し、相談機能を充実し、緊急一時的に宿所の提供を図るなど生活支援に努めます。
- ・ 地域団体、NPO等民間団体と行政のパートナーシップによりこれらの施策を効果的に推進します。

(3) 地域における生活環境の改善

野宿生活者が公共施設を起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているものについては、施設を管理する者と福祉部局等関係機関が連絡調整を十分に行い、野宿生活者の自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、テント・小屋掛けの撤去など適正な利用の回復を図ります。

(4) 人権擁護

野宿生活者対策を推進するにあたっては、人権尊重を基軸とし、啓発活動を行うなど野宿生活者に対する偏見や差別意識の解消を図ります。

2 各課題に対する取組み

(1) 野宿生活者の就業の機会の確保について

就業による自立を図るためには、野宿生活者自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

ア 野宿生活者の雇用の促進を図るために、国、府及び経済団体、労働団体等とともに支援協議会を設置し、野宿生活者に関する問題について協議を行い、事業主等への啓発に努めます。

また、支援協議会の協力を得ながら、NPOなど民間団体との連携・協力を図り、野宿生活者が就職しやすい職種の開拓や、求人の確保、職業訓練等の就業へつなぐ支援を行います。

イ 就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、個々の就業ニーズや職業能力に応じた、きめ細かな職業相談を行い、野宿生活者の就職に結びつく可能性の高い職種の求人について、職業安定所からの情報やそれ以外の幅広い求人情報を効果的に提供し、就業の機会の確保を図ります。

ウ 求人側のニーズや野宿生活者の就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るために、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習会を実施します。

エ 新たな職場への円滑な適応の促進を図り、早期再就職の実現を図るため、民間事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。

オ 常用雇用による自立が直ちには困難な人に対して、自立意欲を高めるなど、就業による自立に向けた支援を行うため、民間事業所等を活用するなど多様な職業訓練を行います。

カ 仮設一時避難所の入所者への就労に向けた自立を支援するため、公共施設等の除草、清掃作業等を通じて、生活実態の改善と自立意欲の助長を図ります。

キ 自立支援センターの退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を

行います。

ク 野宿生活者、障害者などの就職困難層に配慮した総合評価入札制度を活用し、就業支援を図ります。

(2) 安定した居住の場所の確保について

野宿生活者の自立を支援する施策を通じて就職の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となった人に対して、安定した居住の場所の確保が必要です。

このため、自立支援センターを退所する人に対し、住宅に関する個々のニーズに応じた相談や、賃貸住宅の情報提供を行うなど、住環境にも配慮しつつ安定した居住の場所の確保を支援します。

ア 民間賃貸住宅関係団体と連携し、個々のニーズにあった民間住宅への入居を支援します。

イ 民間住宅へ入居する際に、必要となる保証人が確保されない場合には、民間団体の保証人制度の活用を図ります。また、民間の保証会社等に関する情報を提供します。

ウ 公営住宅法の趣旨を踏まえつつ、市営住宅の応募や入居の際の手続きに関して柔軟な対応を図ります。

エ 民間賃貸住宅事業者等に、法の趣旨の周知及び野宿生活者の問題について啓発を行います。

(3) 保健及び医療の確保について

野宿生活者の個々の状況に応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策が必要なことから、巡回相談事業等により健康相談を積極的に進め、疾病の早期発見や適切な医療につなげるよう支援します。

ア 巡回相談において、心身の健康に不安を抱える人から相談を受けた場合は、医師等による巡回健康相談等により、疾病の発見に努めます。

イ 無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用を図り、疾病の発見に努めます。

ウ 自立支援センターにおいては、入所時に健康診断を実施し、疾病の早期発見に努め、医療の確保を図ります。

エ 結核にり患している野宿生活者を早期発見し、適切な医療につなげ

るため、巡回相談と連携し、受診を奨励します。

(4) 野宿生活者自立支援事業及び野宿生活者の個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

自立支援センターを、野宿生活者の自立を支援するための中核施設として位置づけ、きめ細かな支援を行います。

ア 自立支援事業について

- (ア) 野宿生活者巡回相談事業では、次の事業を行います。

巡回相談員が市内各所を巡回して野宿生活者の生活・健康・悩み等について、面接相談を実施します。

巡回相談員は、面接によって個々の状況の把握に努め、自立支援センターへの入所を図るなど自立の支援につなげます。

- (イ) 自立支援センターでは、次の事業を行います。

宿所及び食事の提供を行うとともに、生活・健康・職業等に関する相談及び専門家による法律相談により個々の状況を十分に把握し、適切なアセスメントを行います。

自立支援プログラムを設定し、生活・健康に関する相談・指導援助、職業相談・職業紹介等を行い、自立の支援を図ります。

退所者に対するアフターケアとして、生活・職業相談機能を活用し、地域での安定した生活が営めるよう支援します。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

- (ア) 身体・知的・精神障害のある野宿生活者については、自立した生活が営めるよう、関係部局が巡回相談、自立支援センター、保健福祉センター等と連携を密にして総合的な支援を行います。

- (イ) 女性の野宿生活者に対しては、必要に応じて女性生活ケアセンターや女性相談センター等と連携を図り、必要な相談・支援を行います。

- (ウ) 心のケア、債務整理、住居・就労にかかる保証人、家庭問題等の複数の課題が重なり合っていることもあります。これらの場合については、巡回相談、自立支援センターをはじめ、その他関係機関等が連携し、個々の状況に応じた支援を行います。

- (エ) これまでの生活環境等によって、社会生活を望まなくなった人や自立意欲を喪失している人については、巡回相談などによる継続的

な面接により、社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰できるように努めます。

**(5) 野宿生活となることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する
あいりん地域を中心として行われる生活上の支援について**

国、府等関係機関と連携し、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援を行います。

ア 日雇労働者の就業の可能性を高め、新たな技能や複合的な技能を習得するために、技能講習を活用します。

イ 日雇労働者の再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。

ウ あいりん高齢日雇労働者等の就労による自立促進を図るため、地域周辺の生活道路の清掃等の雇用・就労機会を提供します。

エ 本市が発注した公共事業の請負事業者に対し、あいりん地域日雇労働者の雇用勧奨を実施します。

オ 仕事の減少による収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされるおそれのあるあいりん日雇労働者に対し、臨時夜間緊急避難所による宿所の提供など生活上の支援を行います。

カ 年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされるあいりん日雇労働者に対し、年末年始の間、宿所、食事等日常生活上必要なサービスを提供します。

キ 医療の確保を図るため、無料低額診療事業を行う施設の活用を図り、迅速に医療を確保します。

ク あいりん地域の結核事情を改善することを目的として、結核対策（結核検診、DOTS事業など）を行います。

ケ 高齢・病弱等で短期間の援助が必要な人に対し、生活ケアセンターで宿所・食事を提供し、生活指導等を通じて、自立促進を図ります。

コ 生活相談や職業相談等各種相談を活用し、野宿生活に至ることのないように支援します。

(6) 野宿生活者に対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア 野宿生活者に対し緊急に行うべき援助について

(ア) 病気等により急迫した状態にある人を発見した場合や医療機関に緊急搬送された場合については、速やかに関係機関等との連携を図り調査のうえ、適切な保護に努めます。

退院後の自立に向けた相談・指導については、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

(イ) 居所が緊急に必要な野宿生活者に対しては、生活ケアセンター等を活用し、居所の提供を行うとともに、自立に向けた相談・指導を行います。

(ウ) 巡回相談事業や保健福祉センター等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としている野宿生活者の早期発見に努め、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

(ア) 保健福祉センター等保護の実施機関が保護の適用を判断するにあたっては、野宿生活者の個々の状況やニーズを把握した上で、自立に向けた支援を検討し、真に必要な者については適切な保護を実施します。

(イ) 保護を要する人で、居宅での保護が適切であると認められる場合には、地域で自立した生活ができるよう必要な生活訓練などの支援を行い、居宅への移行を図るものとします。

(ウ) 生活保護施設の拡充を図るとともに、本市が定めた取り扱い指針に沿った無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業をいう。）を行う施設の活用に努めます。

(7) 野宿生活者の人権の擁護に関する事項について

野宿生活者に対する偏見や差別、また、野宿生活者が多く集まっている地域に対しての偏見もみられます。

さらに、野宿生活者への嫌がらせや暴力などの事件には、このような野宿生活者に対する偏見が反映されているともいえます。

このことから、野宿生活者対策を推進するにあたっては、人権尊重を基軸とし、野宿生活者に対する偏見や差別意識の解消を図るために、啓発活動を行うことが必要です。

ア 広く野宿生活者に対する正しい理解を深めるため、地域や学校における人権意識の普及・高揚を図るとともに、人権教育を推進します。

- イ 野宿生活者に対する暴力や嫌がらせ等が生じた場合には、関係機関と連携し、迅速な問題の解決に努めます。
- ウ 自立支援センターや仮設一時避難所等の野宿生活者が入所する施設においては、入所者の人権の尊重と尊厳の確保を図ります。

(8) 地域における生活環境の改善に関する事項について

野宿生活者が起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているときは、野宿生活者の自立の支援等に関する施策との連携を図り、施設内の巡視やテント・小屋掛け等の物件の撤去指導等必要な措置を講ずるなど、適正な利用を確保します。

- ア 施設を管理する者は、当該施設を野宿生活者が起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、保健福祉センター、巡回相談等関係機関と連絡調整を十分に行い、野宿生活者の自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け等の物件の撤去指導等を行い、早期に適正な利用を確保します。さらに、仮設一時避難所の対象公園においては、仮設一時避難所への適切な誘導などにより、当該施設の適正利用を確保します。
- イ 当該施設の適正な利用を確保するため、上記アのほか、必要と認められる場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとります。

(9) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及び野宿生活者の被害防止をはかるため、人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、警察をはじめ、関係機関と緊密に連携を図ります。

(10) 野宿生活者の自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

野宿生活者の自立の支援等に関する諸施策を推進するにあたっては、地域の実情を把握している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等との連携・協力が重要であることから、積極的に情報交換を行うなど、支援や協力等を求め、その活用を図ります。

3 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国、府等関係機関との連携など

本実施計画に基づき各施策を実施するにあたっては、国、府等関係機関と連携・協力するとともに、その他の施策の活用方策について検討を加え、野宿生活者に関する問題の解決に努めます。

(2) 関係団体等との連携

本実施計画に基づき各施策を実施するにあたっては、社会福祉法人、NPOなどの関係団体等と十分連携し、その団体の施設や知識、人材等を積極的に活用するなど協力を求めます。

4 大阪市の実施計画について

(1) 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とします。

なお、この計画は、国の基本方針及び大阪府の実施計画に変更があり、本計画を変更する必要性が生じたとき、または事業遂行上の必要により、変更する場合は、見直しを行います。

(2) 実施計画の評価と次期計画の策定

計画期間の満了前に、野宿生活者の状況等を客観的に把握するとともに、関係機関、関係団体、有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら計画に定めた施策の評価を行います。

評価により得られた結果は公表するとともに、次の実施計画の策定に際し、参考にします。

平成 16 年 3 月

大阪市健康福祉局生活福祉部ホームレス自立支援課

〒530 8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

電話(06)6208-7924 ファックス(06)6202-0990